

令和3年1月14日

## 電話診療による院外処方箋発行について

当院では、緊急事態宣言を受けて1月20日（水）より一部の患者さんへ電話診療による院外処方箋発行を開始いたします。今回の緊急事態宣言では、通院に関しては外出自粛対象外であり、通院可能です（詳しくは内閣官房ホームページ参照<https://corona.go.jp/emergency/>）ので、対象となる患者さんを限定して発行いたします。対象患者さん以外の方には発行いたしませんので、ご理解の程、宜しくお願い致します。尚、対象患者さん及び手順は次の通りです。

### 1 対象となる再診予約のある患者さん（下記のAまたはBに該当する方）

- A (1) 本人あるいは同居者がPCR検査で陽性あるいは、濃厚接触者の場合
- (2) 本人が37.5℃以上の発熱あるいは、新型コロナウイルス感染症の症状がある場合
- B 他府県在住の患者さんで、電話診療による院外処方箋発行を希望される方

### 2 電話受付について

- (1) 診療日前日までの平日14:00~16:00に受診予約のある診療科にお電話ください。  
※予約当日の処方箋発行依頼は対応致しませんので、ご注意ください。
- (2) 診察予約票をご準備ください。
- (3) お薬手帳（調剤薬局名・住所・電話番号・FAX番号）をご準備ください。  
※いつも利用されている調剤薬局以外でお薬を受け取る場合も調剤薬局名・住所・電話番号・FAX番号が必要です。

### 3 確認内容について

- (1) 氏名、生年月日
- (2) 診察券番号（ID番号）
- (3) 受診予定の診療科および担当医師名
- (4) ご指定の調剤薬局名・住所・電話番号・FAX番号
- (5) 予約日当日に連絡可能な患者さん（ご家族）の電話番号

### 4 担当医師より、予約当日に折り返しお電話いたします。

- (1) 電話が取れるようにご準備ください。
- (2) 医師にて病状が安定していることを電話で確認し、処方箋発行をいたします。
- (3) 処方日数は病状を考慮し、医師の判断によって変わります。

- (4) 処方箋は継続薬のみであり、新規追加の薬剤の処方箋はできません。
- (5) 次回再診予約日をお伝えしますので、お控えください。
- ※自己管理物品のある投薬はできません（自己注射等）
  - ※電話処方箋ができないお薬もありますので、ご了承ください。
  - ※当日の外来診療の混雑具合によって折り返しのご連絡にお時間がかかりますので、ご了承ください。
- 5 当院より、調剤薬局に処方箋をFAXいたします。
- ※患者さんのご自宅へはFAXいたしません。
- 6 お薬を受け取りに行かれる前に、必ずご指定の調剤薬局に処方箋が届いていることをご確認ください。お薬の受け取り等に関するご質問は、直接調剤薬局にお問い合わせください。
- (1) FAXした処方箋には「0410 対応」と記載されています。
  - (2) 処方箋の現物がなくても、お薬のお受け取りは可能です。
- 7 処方箋発行には外来診療料と処方箋料がかかります。必ず次回の診察時にお支払いください。
- 8 その他の注意事項
- 高額療養費について、当該月に既に自己負担限度額に達してお支払いがない場合でも、調剤薬局を変更することにより自己負担が発生いたします。この場合、別途保険者に高額療養費の申請を行うことにより支給を受けることができますが、手続きに少しお時間がかかります。ご理解の程、よろしくお願い致します。

#### 参考Q&A

Q：緊急事態宣言の発令で、通院できなくなりますか？

A：不要不急の外出に通院は含まれておりませんので、通院できます。

詳しくは内閣官房ホームページ、(<https://corona.go.jp/emergency/>)をご覧ください。

Q：何故、他府県在住の方は対象なのですか？

A：当院の通院患者さんには複数の都道府県を経由し通院されている方がおり、府内外への感染リスクの拡大を防ぐという観点から、対象にさせていただいています。